

7・3 STCW 条約

7・3・1 IMO 人的因子訓練当直小委員会(HTW)について

2023年2月に開催された第9回 HTW(Sub-committee for Human Element, Training and Watchkeeping)に参加した。主な審議結果は以下となる。

① STCW 条約の包括的な見直しについて

STCW 条約の包括的な見直しに関する議論が開始され、STCW 条約及びコードの包括的な見直しに関して、その目的及び原則が合意された。

他方、当該条約において見直しを行う範囲、改正のための作業計画については、時間の制約により審議が終わらず、コレスポndenシス・グループ(CG)を設置し、引き続き議論することとなった。

また、いじめ及びハラスメントの防止及びこれに対応するための船員の訓練規定については、米国より提案された改正案をベースに議論が行われた。結果、いじめ及びハラスメントの防止及びこれに対応するための訓練として、STCW コード A 部第 VI/1-4 表(個々の安全及び社会的責任における最低限の要件)の改正が行われることとなった。

更に、個々の安全及び社会的責任に関する既存のモデルコース(モデルコース 1.21)において、いじめ及びハラスメントの防止及びこれに対応する能力を含める改正が上記の CG で議論されることになった。

② STCW-F 条約の包括的な見直しに係る改正案

長年、継続審議されている STCW-F 条約の包括的な見直しについて、今次会合では最終化に向けて改正案が審議・合意された。この改正案については次回の IMO 第 107 回海上安全委員会(MSC107)へ報告される見込み。